

岐阜大学における技術組織の紹介

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-04-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 水上, 精榮 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00006569

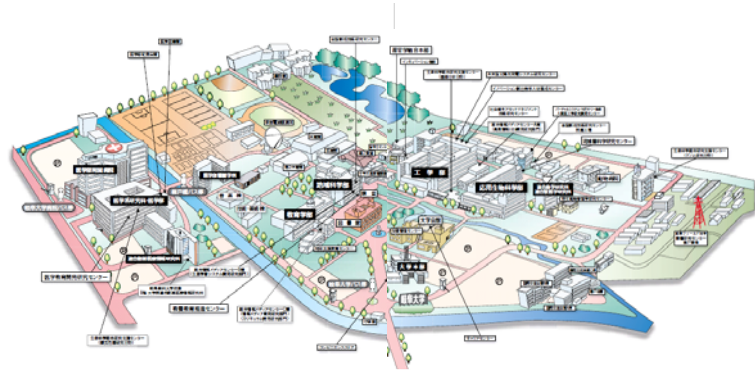
岐阜大学における技術組織の紹介

水上精榮

岐阜大学工学部ものづくり技術教育支援センター

1. はじめに

岐阜大学は岐阜城がある金華山とその西を流れる長良川から約5 Km 北西側に位置している。岐阜駅の北北西の位置にあり、岐阜駅から約6 km、バスで約30分かかる。長良川と伊自良川の後背湿地（昭和51年水害（9.12水害）にあう）を埋め立てて昭和58年（1981）に統合されたものであり、敷地面積は64 haである。



図－1 岐阜大学全景

詳しくは

<http://www.gifu-u.ac.jp/view.rbz?cd=1360>

5学部（教育学部、地域科

学部、医学部、工学部、応用生物学部）5研究科（教育学研究科、地域科学研究科、医学系研究科、工学研究科、応用生物科学研究科）と3独立連合大学院（連合農学研究科、連合獣医学研究科、連合創薬医療情報研究科）及び附属病院で構成されている。平成23年度在学学生は約5,800人、教職員は約1,500人である。図－1に岐阜大学全景を示す。左からおおよそ医学部・病院、教育学部、地域科学部、工学部南側に左から本部事務局、応用生物科学部が位置している。中央に図書館がある。平成23年度の予算規模は373億円の総合大学である。

2. 技術組織

現在岐阜大学における技術組織は表－1のように部局ごとに主にセンター形式で設置され、技術部といった形にはなっていない。各組織は教員と技術職員、あるいは事務職員と技術職員の複合組織といった形で運営されている。全学的な活動としては、毎年岐阜大学技術報告会を開催し、今年度13回目となり全学及び他大学との技術の交流を図っている。

各組織は大学の使命である教育・研究・地域貢献のなかで、教育への技術支援、研究への技術支援、地域貢献としての技術活動を行い、さらに全学及び各部局の労働安全衛生業務（安全衛生委員会、職場巡視、定期自主検査等）に貢献している。

表－1 岐阜大学における技術組織

岐阜大学における技術組織	
(常勤数/再雇用数)	
本部所属	
・学術国際部情報戦略課	(4/0)
・生命科学総合研究支援センター	(5/1)
・流域圏科学研究センター	(0/1)
医学部	
・技術室	(3/1)
工学部	
・ものづくり技術教育支援センター	(13/0)
応用生物科学部	
・附属岐阜フィールド 科学教育研究センター	(12/2)
合計	(37/5)

各組織は大学の使命である教育・研究・地域貢献のなかで、教育への技術支援、研究への技術支援、地域貢献としての技術活動を行い、さらに全学及び各部局の労働安全衛生業務（安全衛生委員会、職場巡視、定期自主検査等）に貢献している。

3. 工学部の技術組織について

工学部の技術組織はものづくり技術教育支援センターという技術教育組織である。組織図を図-2に示す。センター長（教授）、センター長補佐（技術専門員）、兼務教員（9人）、ものづくりセンター運営委員会（教員、客員教員、技術職員、事務職員）、客員工学系教授、ものづくり技術開発支援室（6人）、情報技術開発支援室（2人）、環境・分析技術開発支援室（5人）で構成されている。

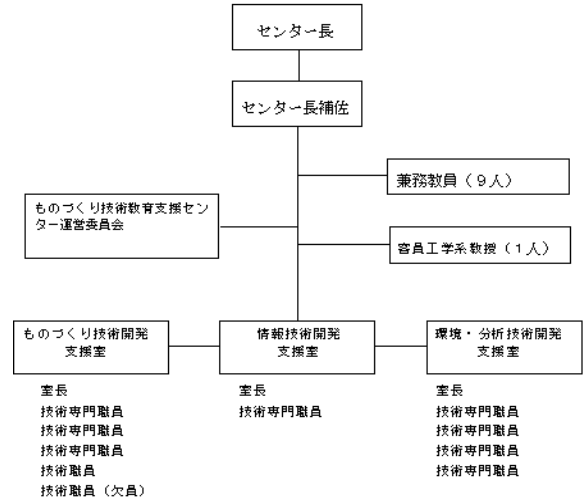


図-1 岐阜大学工学部ものづくり技術教育支援センター組織図（6月1日現在）

4. 岐阜大学における技術職員

表-2に平成19年7月に学長裁定による「岐阜大学における技術専門員及び技術専門職員の推薦基準」が岐阜大学独自に施行された。

この中で一の「職務に関連する技術系の国家資格試験（大卒程度以上）に合格したもの」では衛生管理者の資格を持つものは該当する。また三の「高度な技術の導入や運用など、技術業務において顕著な業績を有する者」は該当するものがあると思われる。八の「その他、前各号のいずれかと同等若しくはそれ以上の顕著な業績を有すると認められる者」では該当者が各自の専門の技術を追求しておれば可能であろうと思われる。

表-3に平成19年11月に第9回岐阜大学技術報告会実行委員会において、職員課長より技術職員の技術業務・技術研修についての見解が報告されその内容を示す。ここで技術職員の技術研修として各種の技術研修が位置づけられた。高度専門研修として「本学の修士コースへ入学する」ことや「放送大学へ入学する」こと、及び語学研修の「長期英会話研修」は積極

図-2 工学部ものづくり技術教育支援センター組織図

表-2 岐阜大学技術専門員の推薦基準

岐阜大学における技術専門員及び技術専門職員の推薦規準 平成19年7月2日 学長 裁定	
(技術専門員)	
第1	技術専門員は、極めて高度の専門的な技術を有し、その技術に基づき、教育研究の支援のための技術開発及び技術業務並びに学生の技術指導を行うとともに、技術の継承及び保存並びに技術研修に関する企画及び連絡調整を行う。
2	技術専門員は、次の各号の一に該当する者のうちから選考するものとする。
一	職務に関連する技術系の国家資格試験（大卒程度以上）に合格した者
二	修士以上の学位を有する者
三	高度な技術の導入や運用など、技術業務において顕著な業績を有する者
四	特許取得等の高度な又は独創的な技術開発を行った者
五	科学研究費補助金等の公募採択型の各種助成金を受けた者
六	技術研究会や学会等において、職務に関連する論文又は著作を発表した者
七	技術研修会等において講師の経験を有するなど、技術指導、教育指導において顕著な業績を有する者
八	その他、前各号のいずれかと同等若しくはそれ以上の顕著な業績を有すると認められる者

表-3 技術職員の技術業務と技術研修

平成19年11月8日、第9回岐阜大学技術報告会実行委員会において、職員課長より技術職員の技術業務・技術研修に関して、以下のような見解が説明された。
1. 技術職員の技術研修（専門研修）として は以下のようなものが考えられる。
1) 東海北陸・ブロックで行われる技術職員研修
2) 岐阜大学で行われる技術報告会での発表・出席
3) 他大学・研究所で行われる技術報告会での発表・出席
4) 全国規模で行われる技術研究会での発表・出席
5) 個別の専門技術について技術を高める個別研修（個別の研修会・研究会・シンポジウムへ発表・出席）
6) 労働安全衛生に関わる専門研修
7) その他の専門研修
技術研修以外の研修は以下のようなものが考えられる。
1) 人事研修
①人事評価者研修・被評価者研修 平成19年度に全技術職員終了
2) その他の研修
①高度専門研修 本学の修士コースへ入学する。 放送大学へ入学する（自己啓発研修）
②語学研修 長期英会話研修等

的に受講することがキャリアアップとしても有効であると考える。

次に表－４に岐阜大学技術報告会の位置づけを示す。岐阜大学技術報告会がSD（スタッフ ディベロップ）研修として位置づけられている。また「技術報告会は職務の一つであり、その発表は各自の専門能力を高めるための絶好の機会である」と示されている。岐阜大学技術報告会の位置づけが明記され、これを我々が認識し、学内の教職員に認めてもらうことも技術職員組織の評価を高めるためにも重要なことであろうと考える。

表－５は平成16年4月に工学部長裁定により施行された岐阜大学工学部ものづくり技術教育支援センター技術職員組織内規の一部を示す。ここでセンター技術職員の複数の技術業務が位置づけられた。技術職員としての専門業務が位置づけられ、この中で労働安全衛生業務は平成23年に新たに位置づけられたものである。

表－６は平成23年10月の第16回ものづくり技術教育支援センター運営委員会において承認された技術職員のエフォートを示したものである。ものづくりセンター業務30%、労働安全衛生業務20%、学生技術指導20%、研究支援30%とされ、ここでおおよその技術職員独自の業務内容の割合が示された。センター業務としては例えば各種委員としての業務、サイエンス

表－４ 技術報告会の位置づけ

<p>岐阜大学技術報告会の位置づけは以下のようである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 技術報告会は各自の技術の向上のための技術・研究発表会、技術交流会、(他大学も含めた)技術職員交流会 2) SD(スタッフ ディベロップメント)研修の一環(今までの発表が入る) 3) 技術職員による活動の発信の場 4) 技術報告書により学内外へ発信(全国約60大学の学部・研究所) 5) 岐阜大学へ貢献(岐阜大学憲章へ対応した専門能力を高め、成果を出し、報告し、発信する) 6) 技術報告のための準備と発表は通常業務である。 7) 技術研究は職務の一つであり、その発表は各自の専門能力を高めるための絶好の機会である。 <p>補足</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 技術発表におけるプレゼンテーション能力を高めることは、職員として必要である。 2) 技術発表会を岐阜大学の技術集団の活動として評価し、その報告集を評価する。 3) 技術報告集の中の出張・研修報告は参考資料として評価する。 4) 教育・研究支援における日常業務の中に研究がある。 5) 技術業務だけを人事評価の対象として考えず、技術業務以外の業務も評価の対象として考えている。 6) 技術専門員・技術専門職員の選考は、部局長の推薦を受けて行なわれる。 7) 教育・研究支援に貢献する技術資格の取得を積極的に行い、その資格を公開するとよい。
--

表－５ 工学部技術職員組織内規

<p>(趣旨)</p> <p>第1 この内規は、岐阜大学工学部ものづくり技術教育支援センター(以下「センター」という。)の技術職員組織に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2 技術系職員は、センター兼務教員及び客員工学系教員と協力して、その専門技術分野に関連するものづくり技術教育及び技術開発の支援業務等を行う。</p> <p>(技術開発支援室)</p> <p>第3 センターに次の技術開発支援室を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 ものづくり技術開発支援室 二 情報技術開発支援室 三 環境・分析技術開発支援室 <p>2 前項第1号のものづくり技術開発支援室においては、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 ものづくり技術教育カリキュラムの開発とその技術支援に関すること。 二 機器の開発、製作等の技術業務に関すること。 三 ものづくり技術に係るハイテク・ローテク技術開発支援に関すること。 四 労働安全衛生に関すること。 五 その他ものづくり技術開発支援室に関すること。 <p>3 第1項第2号の情報技術開発支援室においては、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 ものづくり技術教育カリキュラムの開発とその技術支援に関すること。 二 サーバー、ネットワーク等に係る技術管理と技術開発支援に関すること。 三 情報処理に関する技術開発支援。 四 IT開発支援と技術業務に関すること。 五 労働安全衛生に関すること。 六 その他情報技術開発支援室に関すること。

表－６ 工学部技術職員のエフォート

<p>平成23年10月11 第16回ものづくり技術教育支援センター運営会議承認事項</p> <p>1. 教室系技術職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術職員の所属及び業務エフォート 本籍は、ものづくり技術教育支援センターであり、エフォートとしては ①センター業務30%(全学技術報告会関連を含む) ②労働安全衛生業務20%(資格取得必修) ③学科共通の学生技術指導20%とし、 ④学部内教員の研究支援(研究助成を含む。)は30%程度とする。 <p>なお、センター業務が優先されることから、学科支援はセンターからの派遣方式とし、③については学科長の指示に基づくものであること、④については、研究支援を行う学部内教員及びセンター長両者の同意を得ることを条件とする。</p> <p>2. 機械工場技術職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容 ものづくり技術教育支援センター所属として、センター業務に従事しつつ、実質的には機械工場及び金型創成技術研究センター業務を主とする。
--

カフェ、ものづくり体験学習、プロジェクト研究、各種支援業務等が含まれる。技術職員の研究業務については、科学研究費等の補助金による研究や研究室等での共同研究等が含まれる。

表-7は平成18年(2006年)に教育基本法が改正された内容である。第七条で「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く心理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」とされ、大学の使命として教育と研究及び地域貢献の3本柱が

位置づけられ、大学の教育・研究成果を生かした地域貢献の進展が求められ、それは同時に地域社会からも強く期待されているものと考えられる。

図-3は大学の3つの使命によりよく貢献するためのこれからの大学技術職員像について述べたものである。技術職員像のキーワードとしては①スペシャリスト、②ジェネラリスト、③マネージメントであろうと考える。技術職員が強く追求するものはスペシャリストであるが、中堅あたりからジェネラリスト、最後の10年間はマネージメントを磨き・それを発揮することが重要であろうと思われる。大学研究者はスペシャリストの集団であるがジェネラリストとマネージメントができる人材は少ないと考える。そのような人材のニッチを技術職員が担うことができるとよいと考えられる。

5. おわりに

表-8に今後の技術組織の展開と期待について記した。技術職員は特に技術のスペシャリストを追求するためのスキルアップに努めることである。中期目標に沿ったSD研修を主催し、大学技術職員としての意識を自ら高めることである。最後に東海北陸地区の技術職員代表者会議が平成22年度より発足したのでそこでの情報交換、課題の検討等を通して東海北陸地区の技術組織が相互に協力し発展することを期待するものである。

表-7 教育基本法の改正

<p>2006年における教育基本法の改正について (新設) (法律第120号) (大学)</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>第七条</u>大学は、<u>学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</u> • <u>2</u> 大学については、<u>自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。</u> <p>大学の使命として教育と研究及び地域貢献の3本柱として位置づけられ、大学の教育・研究を生かした地域貢献の進展が求められる。</p>
--

これからの大学の技術職員像について

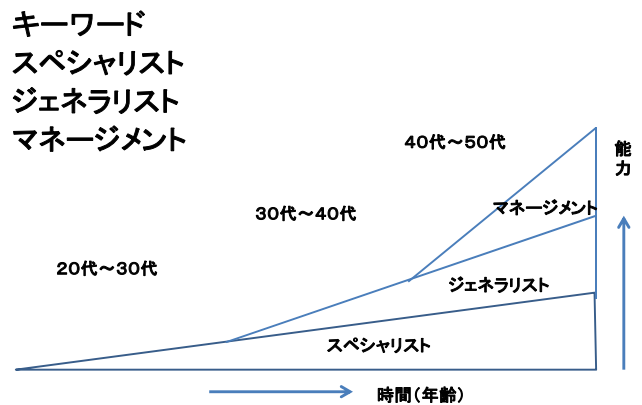


図-3 これからの技術職員像

表-8 今後の技術職員組織の展開と期待

<p>今後の技術組織の展開と期待</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) スペシャリスト集団を追求する 2) 研修会等を主催し積極的に参加する 技術発表会 SD(スタッフ ディベロップメント)研修等 3) 地域貢献・地域連携により社会的に評価を得る 体験教室・サイエンスカフェ等を実施する 4) 全国総合技術研究会等へ参加(発表・聴講)する 5) 東海北陸地区技術職員代表者会議の進展を期待する 6) 全国的なマネージメントシステムの進展を期待する
--

等を通して東海北陸地区の技術組織が相互に協力し発展することを期待するものである。